

随意契約の結果

【令和3年8月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
埼玉：R3夏C Pに係る駅貼り広告掲出等業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月10日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	4,012,074円	4,012,074円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
埼玉：R3夏キャンタウン誌「モテコ」広告掲載（8月分）業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月19日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,067,000円	1,067,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
埼玉：UR大宮営業センター誘導看板掲出等業務（大宮駅No.19-815）	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月25日	(株) 文協 東京都豊島区南池袋1-1-3-2-3	2013301011506	1,419,000円	1,419,000円	100.0%	本業務は、UR賃貸住宅の認知及びブランドイメージの向上並びに空家の解消を図る手法として、大宮駅構内に看板を掲出するものである。 大宮駅は利用客も多いことから、極めて高い訴求効果が高いと判断した。 契約目的物である看板設置物は、当該業者のみが保有しているため、会計規程第51条第3項第1項に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
埼玉：R3夏キャンタウン誌（9月分）広告掲載業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 徳造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年8月26日	(株) 電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	1,353,000円	1,353,000円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った会社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				